

令和2年2月20日

令和2年 第2回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第3号 選挙人名簿の登録を行う日について

議案第4号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第5号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第6号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第3号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和2年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和2年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

登録を行う日
令和2年3月2日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

※ 選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。)

議案第4号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和2年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数
229人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
498人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
令和2年2月20日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第5号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和2年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 抹消する者の数
1人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和2年2月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 国内市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。 外

議案第6号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和2年2月20日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和2年2月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 登録する者の数
1人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和2年2月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 選挙管理委員会は、申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

